

社会保険労務士法人

田村社労士事務所 創業25周年記念

同一労働同一賃金 & カスハラ対策義務化

10月
施行

2大法改正対策セミナー

日時

令和8年 **11月25日** (水)

14:00～16:00 (受付 13:30～)

【16:00以降は個別相談会を開催】

会場

佐野商工会議所 3F中会議室

栃木県佐野市大和町 2687-1 (駐車場完備)

受講料

無料

(先着 30名様)

主催：社会保険労務士法人田村社労士事務所

共催：佐野商工会議所 中小企業相談所

公益社団法人 佐野法人会

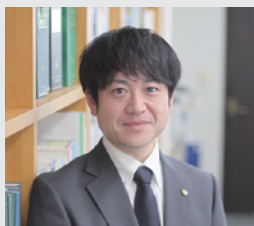
「パート・有期法施行規則」 「同一労働同一賃金ガイドライン」 改正について

パートタイム・有期雇用労働者の
待遇改善のため、ルールが変更になります

令和8年 10月1日よりパート・有期雇用労働者の雇入れ時の労働条件明示事項の追加や、ガイドラインの改正がありますので、ポイントについて解説いたします。

講師

社会保険労務士法人
田村社労士事務所 所属
特定社会保険労務士
岩崎 剛人氏



19年前に田村社労士事務所に入社以来、実務上の手続きを精通した上での労務管理・労働問題対策の助言、指導を行っている。また、特定社労士も保有し、難易度の高い労務相談や裁判外紛争解決手続き（ADR）にも対応し、日々顧客の目線に立ったサポートを行っている。

カスタマーハラスメント対策 義務化による 企業の対処法について

カスタマーハラスメント防止のため
企業側の取り組みが義務化されます

令和8年 10月1日より「相談窓口設置」や「対応体制の整備」等の措置が義務付けられます。実務に与える影響と、今すぐやるべき準備等について解説いたします。

講師

社会保険労務士法人
田村社労士事務所 代表
特定社会保険労務士
田村 桂介氏



25年前に佐野市内で社労士事務所を開業後、佐野市を中心に数多くのクライアント企業を顧客に持ち、人事・労務のスペシャリストとして、労務管理・労働問題対策の助言、指導を行っている。特定社労士として裁判外紛争解決手続き（ADR）も行っており、多数の労務トラブルを解決している。

社会保険労務士法人 **田村社労士事務所**

佐野市で25年前に開業してから、栃木県及び隣接県を中心に人事労務分野のプロフェッショナルとして、社会保険・労働保険手続き代行、給与計算業務、就業規則作成、助成金申請業務、採用支援、人事・労務管理のコンサルティング業務などを行っている他、人材面でお悩みの事業所様や、これから新しく事業を始める事業者様のサポートをさせていただいております。また、働き方改革関連法に関する助成金をはじめ、数多くの厚生労働省助成金をご提案しています。ぜひお気軽にご相談ください。



〒327-0831 栃木県佐野市浅沼町 801
お問い合わせ ☎ 0283-27-2677

HP **田村社労士** 検索

県内や隣接地域
顧問先500社超の実績

スタッフ20名体制
弁護士・税理士など
専門家との連携

規模や業種を問わず
幅広い守備範囲

労務相談から
賃金体系の構築まで
ワンストップサービス

料金の明瞭化
工数に応じてお見積り

同一労働同一賃金 & カスハラ対策義務化 2大法改正対策セミナー

日時

令和8年 **11月25日** (水)
14:00～16:00 **【以降は個別相談会】**

会場

佐野商工会議所 3F 中会議室
栃木県佐野市大和町 2687-1 (駐車場完備)
TEL 0283-22-5511

主催：社会保険労務士法人田村社労士事務所
共催：佐野商工会議所 中小企業相談所
公益社団法人 佐野法人会

セミナー参加特典
『**無料個別相談会**』

セミナー終了後に、法改正・就業規則など、専門家に直接ご相談いただけます。『**本気で解決したい！**』
と思っている経営者様、この機会に
ぜひお申込みください。



FAX でお申し込みの場合は下記を明記の上お送り下さい。Web お申し込み、お電話でも可能です。

送信先 》》 FAX 0283-27-2880

Web からのお申し込みは、右記二次元コード
専用フォームより申し込みいただけます！



事業所名			TEL	
所在地	〒		FAX	
Mail				
特典希望	☐ 無料個別相談を希望する ☐ 就業規則無料診断を希望する			
ご参加者名	お名前①		お名前②	

【お客様の個人情報の取扱いについて】 お申し込み時にお預かりいたしました個人情報は、当セミナー開催における連絡及びセミナー情報の提供以外の目的には使用いたしません。